○ Z U Z Z 年及 変	助成対象者 対象商品	設定期間申請期間	合事実に対するわ向い合わせ・内谷の唯認は、衣の石にある「わり 助成要件	助成内容	備考	助成上限	申請方法申請書の入手先	問い合わせ先・実施主体 部署名・担当者	TEL/FAX メールアドレス
愛媛県「募集型企画旅行」支援事業助 成金	旅行業法第3条 登録旅行会社	※※設定期間※※ 【上期商品】 2022年7月1日~9月30日 【下期商品】 2022年10月1日~2023年3月20日	※受援場への旅行先の画像や案内等が掲載されるものであること。  ②愛媛県内への旅行先の画像や案内等が掲載されるものであること。  ②愛媛県内への送客を目的とする旅行商品であること。 (但し、コンペンション(大会・会議・セミナー・シンボ・ジウム・スポーツ)、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。  ②旅行商品の設定期間内に、1回以上催行するもので、15名様以上(無料人員・添乗員・乗務員を除く)での出  是分を対象とする。  ②旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で催行すること  ※※助 対象旅行	※松山市内に宿泊し、愛媛県東予又は南予地域等、同市以外の愛媛県内市町の施設入場・体験・食事の いずれかを行程に含む旅行商品を掲載したパンフレット等	愛媛県への送客を目的とする「募集型企画旅行商品」を掲載したパンフレット等作成経費(制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞、雑誌等への旅行商品広告掲載料(WEBのみは除く))。なお、助成金の類は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	1	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ③成程表など内容がわかるもの 等 必要書類を添えてバンフレット等に記載した最 初の設定日の前日から起算して14日前までに会 長に提出	(一社)愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
	募集型企画旅行	※※申請期間※※ 【上期商品】 2022年5月16日~7月31日 【下期商品】 2022年6月16日~2023年1月31日 ※予算額に達した時点で終了					いよ親ネット(えひめ便り) https://www.iyokannet.jp/news/51 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部(担当: <u>工藤</u> ・鵜久 森)	kudo@iyonet.com
愛媛県「募集型企画旅行(個人型)」 支援事業助成金	旅行業法第3条 登録旅行会社	※※設定期間※※ 【2022年度下期商品】 2022年10月1日~2023年3月31日 【2023年度上期商品】 2023年4月1日~9月30日	○旅行商品の募集の為に印刷される12頁以上の冊子で4 色刷り又はそれに準ずるものとする。 ○バンフレットの印刷・発行部数が5,000部以上であること。 ○愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とするパンフレットであること。 ○愛媛県のみを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先としたの総合パンフレットも対象とする。 ○愛媛県の観光情報に係る部分が1頁以上あること。 ※パンフレットに関するご案内及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金等を除く ○販売店での掲出等により、広く一般配布するもの。	5 千部以上 1 万部未満 20,000円/頁(経費の2/3を上限とする) 1 万部以上 2 万部未満 30,000円/頁(経費の2/3を上限とする) 2 万部以上 4 万部未満 50,000円/頁(経費の2/3を上限とする) 4 万部以上 6 万部未満 100,000円/頁(経費の2/3を上限とする)	愛媛県への送客を目的とし、愛媛県内での宿泊を伴う「募集型企画旅行(個人型)」パンフ レット作成等程費(制作・印刷代)。なお、愛媛県の観光情報(パンフレットに関するご案内 及び宿泊施設の案内・カレンダー・料金部分を除く)に係る部分を対象とする。また、助成金 の額は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	左記參照	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ②収支予算書 ④化割表 等 必要書類を添えて事前に会長に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
	募集型企画旅行 (個人型)	※※申請期間※※ 【2022年度下期商品】 2022年5月16日~8月31日 【2023年度上期商品:申請期間】 2022年10月1日~2023年2月28日 ※予算額に達した時点で終了					いよ観ネット(えひめ便り) https://www.iyokannet.jp/news/52 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部(担当: <u>工藤</u> ・鵜久 森)	kudo@iyonet.com
爱媛	旅行業法第3条 登録旅行会社	※※設定期間※※ 【2022年度下期商品】 2022年度下期商品】 2022年日0月1日~2023年3月31日 【2023年度上期商品】 2023年4月1日~9月30日	協会が造成した着地型旅行商品     ※但し、協会が指定する商品に限る。     ○パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもの。     ○愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。     ○愛媛県内のを旅行先としたパンフレット等に限らず、四国地区若しくは中国・四国地区等を旅行先とした総合パンフレットへの掲載も対象とする。	1商品当たり50,000円(経費の2/3を上限とする)	協会が指定する着地型旅行商品を掲載したパンフレット等作成経費(制作・印刷代、ダイレクトメール配送費、新聞折込料、新聞・雑誌等への旅行商品広告掲載料(WEBは除く))。な お、助成金の額は千円単位とする。 ※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用可 ※予算枠を超過する場合は、助成金の交付を終了します。	左記参照	①助成金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 等 必要書類を添えて事前に会長に提出	(一社) 愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
県 愛媛県観光物産協会迪成商品販売促進 事業助成金	募集型企画旅行	※※申請期間※※ 【2022年度下期商品】 2022年5月16日~8月31日 【2023年度上期商品:申請期間】 2022年10月1日~2023年2月28日 ※予算額に達した時点で終了					いよ観ネット(えひめ便り) https://www.iyokannet.jp/news/53 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部(担当:工 <u>藤</u> ・鵜久森)	kudo@iyonet.com
<b>愛媛県コンベンション開催支援事業</b> 助	大会・会議等	2022年4月25日~	○参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。ただし、持ち回りで開催地が決定されるもの、 県内での開催が定着しているものその他の県内で定期的に開催されるものは除く。 ○ 県内での延べ宿泊者数(県内にある宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊数を乗じた数)が100人以 上の規模のものであること。 ○市町、市町観光協会等(以下、「市町等」という。)から助成を受けるものであること。 ○ 産業又は経済の振興若しくは学術、技術、文化又はスポーツの振興に寄与するものであること。 2,0	【延べ高治者数(県外参加者)】 100人以上 200 人未満 50,000円 200 人以上 400 人未満 100,000円 300 人以上 400 人未満 150,000円 400 人以上 500 人未満 250,000円 500 人以上 600 人未満 250,000円 600 人以上 800 人未満 300,000円 800 人以上 1,000 人未満 350,000円 1,000 人以上 1,000 人未満 400,000円 2,000 人以上 3,000 人未満 450,000円 3,000 人以上 500,000 円 交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の100分の20を限度とする。		左記參照	コンペンション開催3ヶ月前までに予めコンペン ション開催支援事業助成金交付申請書を代表理 事に提出	(一社)愛媛県観光物産協会	TEL:089-961-4500 FAX:089-961-4222
成金							いよ観ネット https://www.iyokannet.jp/business 愛媛県観光物産協会 https://iyonet.com/category/dmo_subsidy/	観光部(担当:田窪)	webmaster@iyonet.com
「えひめいやしの南予」2022年度誘客促進事業 (バス助成)	旅行業法及び同法施行 規則の規定による第一 種旅行業、第二種旅行 業、第三種旅行業及び 地域限定旅行業の登録 を得ている者	2022月5月21日~2023年3月15日 (出発日)	①愛媛県南予地域(宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)の観光 施設を3か所以上旅程に組み込むこと。 ②発地が県外であること。ただし、「食の南予カルトナージュ」を食事に組み込む場合は、発地が県内(南予地 域を除く)であっても認めるものとする。 ③参加者が15名以上(実績ペース)であること。※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。なお、添乗 員は必須ではない。 ④募集チラシ等に「えひめ南予きずな博」の口ゴを掲載すること。ただし、令和4年12月25日以降に制作する募集 チラシ等については、この限りでない。 ⑤「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活 動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。	③加算額 ア南予地域に宿泊する場合 20,000円 イ 発地が中国四国地域以外の場合 10,000円 ウ 「食の南予カルトナージュ」を食事に組み込む場合 10,000円 エ南予地域にある港を発着するフェリーを利用する場合 20,000円 裏 ※加算額はパス1台あたり。ア、イ、ウ及びエは併用可 ※「食の南予カルトナージュ」概要は別紙参照		1事業所あたり 120,000円 1商品あたり 80,000 円	助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を 会長へ提出	南予広域連携観光交流推進協 譲会事務局	TEL:0895-28-6146 FAX:0895-22-2512
	募集型企画旅行	2023年2月28日迄 ※予算額に達した時点で終了					南予広域連携観光交流推進協議会 (愛媛県南予地方局商工観光課) https://www.pref.ehime.jp/nan54180/tabinany o/bus3.html	(愛媛県南予地方局商工観光 課内)	nan-syoko@pref.ehime.lg.jp

② 2 0 2 2 年度 愛媛県	助成対象者 対象商品	設定期間申請期間	各事業に対するお問い合わせ・内容の確認は、表の右にある「お <sub>助成要件</sub>	明 <b>ジョイフ と ブ</b> し	備考	助成上限	申請方法 申請書の入手先	問い合わせ先・実施主体 部署名・担当者	TEL/FAX メールアドレス
松山市コンペンション開催助成金	大会・学会等	2022年4月1日~	②参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。 〇松山市内での延べ宿治者数(松山市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊日数を乗じた数)が100 (66) (7.2 (人以上の規模のものであること。 (人以上の規模のものであること。 (人がたり愛媛県コンペンション開催支援事業助成金は除く) (1.2 (人がたり愛媛県コンペンション開催支援事業助成金は除く) (1.3 (人がたり愛媛県コンペンション開催支援事業助成金は除く) (1.3 (人がたり) (1.3 (人が	交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の100分の20を限度とする。 【延べ客泊者数(県外参加者】 100人~199 人 100,000円 200人~299 人 200,000円 300人~399 人 300,000円 400人~499 人 400,000円 500人~599 人 500,000円 600人~799 人 600,000円 800人~999 人 700,000円 1,000 人~1,1999 人 800,000円 2,000 人~2,999 人 900,000円	コンベンション開催費用の一部を助成。 【その他支援・サービス】 ①原外参加者千人以上、または国際会議の場合は、じゃこ天屋台、または郷土芸能の無料提供・空港での「歓迎用毎板」の掲示サービス ②地元特産品・土産品等の物品版での紹介(要望に応じる) ③坊っちゃん、マドンナの資玄装(羽織・袴)、ハッビ、観光パナーの貸出 ④コンベンションボランティアの派遣 ③観光パンフレット、ナイロンバッグ等の提供(無料)	左記參照	コンベンション開催3ヶ月前までに交付申請書 (様式第1号)及び関係書類を会長に提出。	(公射)松山観光コンベン ション協会	TEL:089-935-6711 FAX:089-921-0286
		先着順 ※事業予算を超えた場合は終了		3,000人以上 1,000,000円 【加算】 ○国際会議の加算 国外からの参加者が5名以上含まれる場合は1人につき20,000円加算(加算限度額300,000円) ○コロナウイルス感染対策費用加算 新型コロナウイルスの感染対策に要した費用のうち、100,000円を限度として加算			公益財団法人 松山観光コンベンション協会 https://www.mcvb.jp/convention/support/sub sidy.html	コンペンション推進部	convention@mcvb.jp
おいでんか松山観光客誘致促進事業  受 爰  艮	旅行業法第3条 登録旅行会社	2022年4月1日~2023年3月31日 (旅行出発日)	○最少催行人数は 10 名以上 ※他の助成制度との併用可(松山市の助成制度との併用は不可) 【加算額】 (上記基準額に加算) 1. (一社) 日本旅行業協会が推奨する「新しい旅のかたち」に則り、新型コロナウイルス感染症対策を実施 30,000円 2.発地が中国・四国(愛媛県を含む)地方 10,000円 3. (公財) 松山観光コンペンション協会賛助会員の施設を利用 10,000円 4. (公財) 松山観光コンペンション協会賛助会員のバス等の車両を利用 20,000円		松山市内に宿泊する受注型企画旅行(団体型)について送客の貸切バスや船舶等の費用の一部 (最大100,000円)を助成		③助成金申請書②旅行行程表③パス等の車両の 見積り (写) 又は運送引受書 (写) 及び船舶の 見積り (写) 等の必要書類を添えて出発の14日 前までに郵送等で協会に提出 ※14日前が土・日・祝日の場合は直前の協会営 業日	(公財) 松山観光コンベン ション協会	TEL:089-935-7511 FAX:089-921-0286
	受注型企画旅行	先着順 ※事業予算を超えた場合は終了					(公財)松山観光コンベンション協会 https://www.mcvb.jp/oyakudachi/joseiseido2. html	観光物産振興部	oidenka@mcvb.jp
ボース	旅行業法第3条 登録旅行会社	上期 2022年4月1日~9月30日 下期 2022年10月1日~2023年3月31日	1日 ○瀬戸内・松山地域内での宿泊と交通サービスを伴う商品であること。但し、瀬戸内・松山地域のみを旅行先とした旅行商品に限らず、同地域を含む中国・四国地区の総合商品も対象とする。 ○バンフレット・ウェブサイト等への情報発信手法・規模の集客宣伝効果が高いと認められること。 ○瀬戸内・松山地域の各市への送客人数及び延べ宿泊数の実績報告が可能であること。 ○次に該当しないもの ②企画された商品が、瀬戸内・松山地域及び近隣市町への観光目的でないもの (宗教・政治・興行・学校行事・規察・大会等への参加を目的とするもの並びに公序良俗に反する内容と判断されるもの) ②バンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文言、写真等が記載・掲載されていないもの ②パンフレット・ウェブサイト等に瀬戸内・松山地域を紹介する文言、写真等が記載・掲載されていないもの ③名の他、会長が不適当と認めるもの	601人泊-1,000人泊 50,000円 1,001人泊 100,000円 ③各種加算 ○松山・広島連泊加算額 30,000円 ※松山市宿泊に加え、広島地域の宿泊を伴った2泊3日以上の行程であること 「	○1造成箇所につき対象期間区分毎に1旅行商品を原則とする ○延べ宿泊者数が20人泊未満のものは対象としない ○広島地域:広島市・呉市・廿日市市 ○半期毎の助成金上限額(加算額合む)500,000円	左記参照	①助成金交付申請書 ②旅行商品企画書 ③旅行行程や販売価格が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物 ④その他会長が必要と認めるもの 等を添えて出発日の2週間前までに会長宛に提出	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	TEL:089-948-6555 FAX:089-943-9001
旅行商品造成助成金	募集型企画旅行	申請対象となる旅行商品における(最 初の)設定日の前日から起算して2週 間(14日)前まで					瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 Let's SETOUCHI! https://setouchi-travelguide.com/jp/	事務局 松山市観光・國際交流課 (担当:渡部)	kazuki1710w@city.matsuyam a.ehime.jp
瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 修学旅行誘吹促進事業助成金	旅行業法第3条 登録旅行会社	2022年4月1日-2023年3月31日	○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の学校行事として行われる修学旅行において、 未訪のうえ松山市に宿泊をともなうもの又は松山市と広島市・呉市・廿日市市に宿泊を伴う教育旅行商品とす る。	旧帝生往数×800円 上限200名 160 000円	〇助成上限額:1修学旅行につき200,000円	左記参照	①助成金交付申請書 ②修学旅行日程表 ③宿泊先の利用が確認できる書類 ④その他会長が必要と認めるもの 等を添えて出発日の30日前までに会長宛に提出	瀬戸内・松山ツーリズム推進会議	TEL:089-948-6555 FAX:089-943-9001
	学校行事として行われ る修学旅行	申請対象となる修学旅行の出発日の前 日から起算して30日前まで					松山市修学教育旅行専用ホームページ 「おいでんか 四国・松山」 https://www.oidenka-matsuyama.com/	事務局 松山市観光・国際交流課 (担当:渡部)	kazuki1710w@city.matsuyam a.ehime.jp
道 A E E		2022月4月8日~2023年2月28日 (出発日)	<ul><li>④ 食事、休憩、買い物等で今治市島しょ部の店舗等に1つ以上立ち寄る行程とすること。</li><li>⑤ 愛媛県内に1泊以上宿泊すること。</li><li>(別記)</li></ul>			左記参照	①助成金交付申請書 (様式1号) ②修学旅行行程表 ③学校との契約書 (写) 又は見積書 ④その他、本部長が必要と認める書類	しまなみ海道自転車道利用促進 協議会愛媛事業本部事務局	TEL:089-912-2732 FAX:089-912-2719
	受注型企画旅行 (修学旅行)	2022月4月1日~2023年2月20日 ※予算額に達した時点で終了					しまなみ海道自転車道利用促進協議会愛媛事業 本部 https://shimanamiriyouehime.wixsite.com/shi manamiriyou-e2/blank-7	(愛媛県土木部道路都市局 道路建設課内)	dourokensets@pref.ehime.lg. p

施策名	助成対象者 対象商品	7 助	合事業に対するわ向い合わせ・内谷の傩認は、衣の石にある「わ	助成内容	備考	助成上限	申請方法 申請書の入手先	問い合わせ先・実施主体 部署名・担当者	TEL/FAX メールアドレス
松 山 立 克 港 利 月 用 投 经 上 设 在 上 市 和 月 日 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市	旅行業法第3条の登録 を受けている事業者	【補助事業対象期間】 交付決定の日から2023年2月28日 【補助対象とする旅行の催行期間】 2022年7月1日~2023年1月31日	□ ○補助の対象として指定する空港(指定空港):新潟空港、富山空港、小松空港、静岡空港、松本空港、長崎空港、熊 無本空港 ② 推定3 ② 推定3 ② 推定3 ② 推定3 ② 上記 ・	○補助金額(上限) ①指定空港への直行チャーター便(往復)利用の場合:1旅行商品当たり300,000円 ②指定空港への直行チャーター便(注復)利用の場合:1旅行商品当たり200,000円 ③上記以外の場合で、指定空港への定期国内線の就兼を想定した場合に当該旅行商品の行程が合理的 ③上記以外の場合で、指定空港への定期国内線の就兼を想定した場合に当該旅行商品の行程が合理的 ※③の例:定期航空便の乗離利用で指定空港に移動、松山空港発定期便一他の公共交通機関利用で 指定空港の近隣に移動など	中期的な新規路線の誘致等を見据えた航空需要の創出と需要動向の把握のため、松山空港発着 の国内線(チャーター便を含む)を利用し、一定の条件を満たす旅行商品を造成した場合に補助。	i 左記參照	助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を会長へ提出	松山空港利用促進協議会	TEL:089-912-2252 FAX:089-912-2489
初山 学来其他的加 金 会 《 是 版 也 。	松山空港発又は松山空 港着の旅行商品	一次募集:2022年5月31日迄 (予算の範囲内で二次募集を行う場合 あり。)					松山空港利用促進協議会 http://www.matsuyama-airport.co.jp/riyou- sokusin/hojo2022.html	愛媛県 観光国際課 航空政策室内	koukuuseisaku@pref.ehime.l .jp
受 媛県		2022年5月6日~2023年3月15日に催行 (出発及び到着日のいずれもが期間内 のもの)	○新居浜市外の発着地から往復ともに貸切バス(大型・中型)を利用する団体旅行で次のいずれかを組み入れた行程であること。 ・新居浜市内で1000円以上の食事 ・新居浜市内の側米フォット(施設) 9.4 所の内 2.4 所	7 ○助成額 10,000円 (バス1台につき) ○加算額 新居浜市内に宿泊した場合は10,000円加算 (バス1台につき) ※1事業者 (営業所・支店) 当たり年間100,000円を限度		左記參照	助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を会長へ提出	(一社)新居浜市観光物産協 会	TEL:0897-32-4028 FAX:0897-32-7808
浜 市 )	募集型企画旅行	※予算なくなり次第終了	- 新居浜市内の観光スポット(施設) 9カ所の内3カ所				(一社)新居浜市観光物産協会 https://niihama.info/news/article/84		info@niihama.info
要 媛 県 今治市修学旅行宿泊誘致促進事業補助 今 金 治 市 市 )		2022年4月1日〜2023年2月28日まで ※修学旅行出発日を基準 ※先着順とし、予算執行しだい終了	②今治市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ今治市内の有料の体験コンテンツや観光施設等を1施設以上利用す	①児童・生徒一人当たり1,500円【上限:1治150,000円、2治以上300,000円】 ②児童・生徒一人当たり1,500円【上限:150,000円】	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の学校行事として行われる修学 旅行生が受ける今治独自のサービスを提供する宿泊施設及び旅行会社に対し、補助金を交付す る。	左記參照	①補助金交付申請書(様式第1号) ②修学旅行日程表 ③その他市長が必要と認める書類 等を修学旅行実施日の10日前までに提出	今治市	TEL:0898-36-1541 FAX:0898-25-2961
		2022年4月1日~2023年2月18日					https://www.city.imabari.ehime.jp/ka nkou/shugakuryoko/	産業部 交流振興局 観光課	kankou@imabari-city.jp
	旅行業法に基づく旅行 業の登録を受けた旅行 業者で、かつ、日本国 内の事業者	2022年4月1日~2023年3月31日	<ul><li>○東温市外からのツアーで、出発地が東温市以外であること。(ツアーの往復とも貸切バスを利用すること。)</li><li>○貸切バス1台当たり15名以上の参加者であること。(乗務員、添乗員は除く。)</li><li>※詳細は、ホームページをご覧ください。</li></ul>	○助成額 日帰リツアー 20,000円 (パス1台につき) 宿泊ツアー 40,000円 (パス1台につき) ※1事業者 (営業所・支店) 当たり年間100,000円を限度	東温市を訪問するパスツアーを主催する旅行業者に対し、助成金を交付。	左記参照	助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を市長へ提出	東温市	TEL:089-964-4414 FAX:089-964-4447
市		2023年3月17日迄					東温市 https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/13/110 12.html	地域活力創出課 観光物産係	
策 城 城 県 ( ) 伊予市内宿泊施設利用促進事業	個人 (伊予市内宿泊施設に 宿泊した者)	2022年9月~11月 (実施予定)	未定	伊予市内対象宿泊施設に1人1泊最大2,000円を補助(予定)	期間中に対象施設に宿泊し、支払った宿泊料金の一部を補助(予定)	左記参照	未定	伊予市	TEL:089-982-1120 FAX:089-982-1728
<b>市</b>							伊予市	商工観光課	syokokanko@city.iyo.lg.jp
爱 媛 出	個人	【1期】2022年6月1日~2022年7月3: 日 【2期】2022年9月1日~2023年2月20日	D園、県等のキャンペーン併用不可。 ○事業所で消費した宿泊に要した合計額の実費又は5,000円のいずる 申請は1人1回。 演は切り捨てる。	○事業所で消費した宿泊に要した合計額の実費又は5,000円のいずれか低い額とし、実費の場合100円未 満は切り捨てる。	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている宿泊事業者等を支援する目的として、対大5,000円をキャッシュバックする宿泊キャンペーンを行い支援する。 ※内容が変更となる場合あり	是 左記参照	キャンペーン参加宿泊施設に予約、宿泊時に補助金申請書を受け取り、補助金申請書及び領収書を久万高原町観光協会へ提出	(一社) 久万高原町観光協会	TEL:0892-21-1192
即即		宿泊日から1か月以内に申請					キャンペーン参加宿泊施設		
愛 媛 県 (大洲市内宿泊観光利用促進事業 ) )	個人 (大洲市内登録宿泊施 設に宿泊した者)	【補助事業対象期間】 【上期】 2022年6月1日~9月30日 【下期】 2022年11月1日~2023年2月28日	○宿泊者1人当たりの宿泊費における実費負担額が、国・県等の振興策と併用しても2,000円以上となる場合 ○対象者は、四国県(受媛県、香川県、高知県、徳島県)、中国5県(広島県、岡山県、鳥取県、島根県、山口 県)、大分県在住者であること	○宿泊者は、宿泊施設より1泊当たり2,000円のキャッシュバックを受ける代わりにプレミアム(1,000円)付き地域振興券(会券1,000円×3枚)を受け取ることができる。 ○宿泊地域振興券は、参加登録した市内の飲食店、観光施設等で利用可能。	宿泊地域振興券の使用期限は、発行日(宿泊初日)から3日間 上期4,000泊、下期4,000泊 合計8,000泊	左記参照	市内登録宿泊施設に宿泊し、購入申込書に記入する	【実施主体】 愛媛県旅館ホテル生活衛生同 業組合大洲支部 【問い合わせ先】 (一社) キタ・マネジメント	TEL:0893-24-7060 FAX:0893-24-7086
	旅行業法の規定による 第一種旅行業、第二種 旅行業、第三種旅行業 及び地域限定旅行業の 登録を得ている者	2022年4月11日~2023年2月28日	○参加者は、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、山口県、大分県在住者であること。※R4.4.14時点 ○乗務員、添乗員等は除き、1団体12名以上(実績ペース)であること。 ○学校行事、自治体の会議・研修旅行、宗教活動、政治活動を目的とした旅行は対象外	○助成額 バス1台あたり 20,000円 ○加算額 ジオサイト等 10,000円 県外出発 20,000円 西予市内泊 30,000円 西予市内海東者バス利用 30,000円	西予市内2か所以上を目的地としたパスツアーにかかるパス借用経費の一部。 ジオサイトやジオミュージアムを観光する場合や西予市内事業者のパスを利用する場合等にお いて、助成金を加算。	1商品あたり300,000円 1事業所あたり 500,000円 ※パス借用費以内	0 助成金交付申請書 (様式第1号) 及び関係書類を 会長へ提出	(一社) 西予市観光物産協会	TEL:0894-62-6437 FAX:0894-89-5001
市 )		2023年1月31日迄		※加算は組み合わせ可能			(一社) 西予市観光物産協会		

○2022年度 愛媛宗内観元事耒川り切成制度一見 然台事耒に対するわ同い口がで・内台の唯談は、衣の石にめる「わ同い口がで元」へわ願いします										
施策名	助成対	対象者	設定期間	助成要件	助成内容	備考	助成上限	申請方法	問い合わせ先・実施主体	TEL/FAX
	対象商	<b>東商品</b>	申請期間					申請書の入手先	部署名・担当者	メールアドレス
要	旅行業	<b>万業者</b>		ア 本市内の観光 (体験) 施設等を2か所以上及び1か所以上の歌覚店を利用するツアー (以下1日帰りツアー」という。) であること。 ※ 観光施設で飲食した場合は、観光施設、飲食店それぞれ1か所とみなす。	○日帰りツアー バス1台あたり30,000円	宇和島市を目的地とする観光パスツアーに対するパス経費の一部助成 ※内容が変更となる場合あり	1	必要書類を添えて宇和島市観光物産協会へ提出 ※申請書類等は準備が整い次第、協会のHPへ掲載	宇和島市観光物産協会	TEL:0895-49-5800 FAX:0895-49-5900
	観光バスを利行	÷利用する旅 行						字和島市観光物産協会	担当:水野・平山	info@uwajima.org
市 学和島市宿泊キャッシュバックキャン ベーン (仮称) 補助金	宿泊業 タクキャン	主業者	2022年6月頃~ (実施予定)	○割引対象者は宇和島市外在住者 (コロナの感染状況を踏まえて対象居住地域決定) ○対象施設は宇和島市内に所在するホテル及び旅館(要登録)	○1人1泊あたり2,000円をキャッシュバック	字和島市での宿泊費に対しキャッシュパック	左記参照	未定	宇和島市	TEL:0895-49-7023 FAX:0895-25-4907
				○愛媛県内宿泊割引との併用可		※内容が変更となる場合あり		宇和島市	商工観光課	shoko@city.uwajima.lg.jp